奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱 平成26年10月1日奈良市教育委員会告示第16号

奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関する要綱 (目的)

第1条 この要綱は、奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準を定めて手続き を明確化するとともに、「奈良市幼保再編基本計画」(平成25年1月策定)及び「奈良市幼保再編 実施計画」(平成25年7月策定)を推進することを目的とする。

(園児募集停止基準)

- 第2条 当該年度における園児募集の結果、翌年度に2年保育で入園予定の園児の応募数が15名 未満で、かつ、翌年度の在園予定園児数が30名未満となる園については、翌年度における募集 分から園児募集を停止することとする。ただし、統合再編により園児募集を停止する場合及び地 域により特別の事情があると教育委員会が認める場合は、この限りでない。
- 2 園児募集を停止するにあたっては、園児募集に係る入園予定者及び地域に対し事前に説明を行い、翌年度以降具体的な統合再編に着手することとする。
- 3 園児募集を停止することとなった園において、翌年度の在園予定園児数が30名以上になると 見込まれる特別の事情がある場合は、園児募集の停止措置を解くことができる。

(休園及び閉園基準)

- 第3条 翌年度に在園する園児が0名となる幼稚園については、翌年度の閉園の手続きを行うことができる。ただし、統合再編により閉園の手続きを行う場合は、この限りでない。
- 2 当該年度の途中で在園する園児が0名となった幼稚園については、その時点から休園の手続き 及び翌年度の閉園の手続きを行うことができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、奈良市立幼稚園における園児募集停止、休園及び閉園の基準に関して必要な事項は教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
  - (現に休園中の幼稚園に関する特例)
- 2 この要綱の施行の際現に休園している幼稚園については、この要綱の規定にかかわらず、平成 27年度分の園児募集を停止し、平成26年度末をもって閉園の手続きを行うこととする。